

岡崎市体育館

飲食出店者募集要項

令和7年5月

岡崎市体育館

飲食等出店者募集にあたっての基本的な考え方

岡崎市体育館は、岡崎市スポーツ施設条例の趣旨に基づき、スポーツの振興を図るとともに、市民の体力及び健康を増進し、並びに地域の交流を促進するためのスポーツ施設で、スポーツ競技等を行う競技場の他、武道場、トレーニング室、会議室を兼ね備えた屋内スポーツ施設として、多くの市民の方々に御利用いただいています。

このたび、岡崎市体育館管理棟 1 階の空きスペースを有効活用するために、岡崎市体育館の利用者、スポーツ大会の観覧者を始め、地域住民をもターゲットとした飲食・物販を提供し、こどもから高齢者まで多くの利用者のニーズに対応した、質の高い多種多様なメニューを提供できる事業者を募集します。

また、岡崎市体育館の利用者から休憩スペース等を設置してほしいとの要望が多いことから、出店スペースの隣に待ち合わせやご歓談、打ち合わせ等、ゆっくりとした時間を過ごせるような休憩スペースを設け、合せて管理をお願いします。

1 募集する施設の概要

(1) 名称

岡崎市体育館

(2) 所在地

岡崎市六名本町7番地

(3) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(4) 休館日（岡崎市スポーツ施設条例第5条）

毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日以降の最初の平日）

12月29日～1月3日

(5) 施設の沿革

昭和51年7月 開館

(6) 施設の概要

ア 体育館棟

競技場（2,523.99 m²）、剣道場（182.00 m²）、柔道場（182.00 m²）、トレーニング室（187.00 m²）

イ 管理棟

事務室、第1会議室（124.00 m²）、第2会議室（64.00 m²）、旧レストラン（154.50 m²）

ウ 駐車場

1階平面駐車場（235台）、グラウンド北側東駐車場（51台）、グラウンド北側西駐車場（52台）、北側臨時駐車場（32台）

2 岡崎市体育館の利用者数

年度	利用者数	競技場	武道場	トレーニング室	会議室
令和元年度	160,591人	95,384人	18,863人	35,758人	10,586人
令和2年度	80,948人	50,035人	11,610人	14,950人	4,353人

令和3年度	113,841人	73,411人	15,152人	19,601人	5,677人
令和4年度	137,977人	91,798人	16,441人	21,686人	8,052人
令和5年度	137,291人	91,504人	16,187人	21,778人	7,822人

3 飲食施設占有面積

飲食施設占有面積は以下のとおりとする。

- ア 施設規模 面積 126.99 m² (喫茶室 62.25 m²、厨房 64.74 m²)
 喫茶室 7.5m×8.3m 62.25 m²
 厨房 7.8m×8.3m 64.74 m²
 P12 岡崎市体育館管理棟1階 平面図のとおり
- イ 施設物品 椅子40脚、テーブル15個
 椅子、テーブルは、すべて休憩スペースでの使用を予定しています。ただし、休憩スペースで使用する椅子、テーブルに余剰が出た場合に限り、岡崎市と協議のうえ、出店者に貸出しをします。
- ウ ごみ箱 岡崎市と協議のうえ、定めた位置に出店者が管理するごみ箱を設置するものとし、出店者が管理するごみ箱に投入されたごみは出店者負担により処理するものとします。
- エ 駐車場 (来店者用)
 岡崎市体育館利用者の駐車場と共用。ただし、イベント、大規模な大会時には一部制限をする場合があります。休館日は駐車場を閉鎖します。
 (従業員用)
 教育財産目的外使用として2区画分(2,080円/1区画 1か月)。
 駐車場代の支払いが別途必要となります。

4 応募資格

- (1) 岡崎市内に主たる営業所を有し、飲食業の営業実績があること。

- (2) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 市民税等の税金を滞納していないこと。
- (4) 運営主体は第三者に委託することなく、選考された事業者が自ら運営できる者。
- (5) 令和7年4月1日現在で引続き3年以上営業をしている者。
- (6) 保健所の営業許可を受けている者。
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、経営状況が著しく不健全ではないこと。
- (8) 「5 欠格事由」に該当がなく、また、「6 事業に関する条件等」に関して、申請者の制限に係る項目に該当しない者。

5 欠格事由

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- (5) 応募書類提出時点において岡崎市から入札参加停止措置を受けている者。
- (6) 直近3年間の国税及び地方税を完納していない者。
- (7) 次に該当する者が役員又は使用人になっている者。
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

(8) 役員等に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第2号に規定する暴力団をいう。）員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる者。

(9) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者。

(10) 役員等又は使用人が、暴力団の威力を利用している若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者。

(11) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(13) 役員等又は使用人が、前5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者。

(14) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者。

(15) 政治団体及び宗教団体。

※ここで規定する「者」とは、法人、法人以外の団体等、個人の全てに適用されます。

6 事業に関する条件等

(1) 営業期間

使用許可の日から令和9年9月30日まで。

(2) 営業開始年月日

令和7年6月以降（出店候補者との協議による）

※7月16日（水）までには開店してください。

(3) 営業日

岡崎市体育館の開館日は原則、営業してください。

【参考：岡崎市体育館の休館日】

毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日以降の最初の平日）、
12月29日～1月3日

(4) 営業時間

- ア 営業時間は開館時間内で設定してください。少なくとも午前10時から午後4時までは営業してください。
- イ 遅くても21時には店舗を閉店し、退館できるような時間設定としてください。

【参考：体育館の開館時間】

9時から21時まで

(5) メニュー、単価等

- ア メニューについては、利用者、地域住民のニーズにあったものを準備してください。
- イ 利用者が気軽に利用でき、かつ内容に満足できる価格設定にしてください。

(6) 注意事項

- ア 岡崎市体育館は大規模改修工事を予定しています（時期は未定）。工事の状況によっては体育館を休館することもあり、また、お店が一時的に営業できなくなることもあります。
- イ 市の施策によっては、営業期間が短くなり、使用許可を取りやめることがあります。
- ウ 又貸し、又は、これに類する行為は認められません。

(7) 自動販売機は店内には置かないこと。

7 使用料等

出店希望者の提案により使用料を設定します。市の基準貸付料は年額504,824円で、この金額を下回ることはできません。（支払時期：財産許可後に前納を原則とします。）

8 光熱水費

使用部分における電気、上下水道、ガス、電話等の経費については、出店者の負担となります。(電気、上下水道料金は、岡崎市にて使用量を算出し、請求します。)

【参考：令和4年度光熱水費実績】

電気 460,359円/年(18,808kwh)

(最大使用月 1,959kwh/7月 45,316円)

水道(下水道使用料含む) 53,255円/年(197m³。2か月に1度納付)

9 備品等について

- (1) 休憩スペースで使用予定の椅子・テーブルは新品ではなく、経年劣化しているところもあります。
- (2) 基本的な厨房設備は既存のものを原則利用していただきますが、設備が壊れた場合は、市で対応いたしませんので予めご了承ください。また、その他必要な設備につきましては出店者で用意してください。
- (3) 現状の内装を変更する場合は、本体に影響しない限り、出店者の負担により改装が可能ですが、事前に協議が必要です。
- (4) 外装工事の変更は認められません。ただし、看板・サイン類等については、特別な事情が認められる場合は個別に協議します。
- (5) その他、工事を行う場合は、事前に岡崎市と協議を行い認められる範囲とします。
- (6) 出店により発生したゴミの処理は出店者の負担となります。(休憩スペースへのごみ箱は設置しません。)

10 応募の手続き

(1) 提出書類

① 個人・法人共通

	提出書類	様式	提出部数
1	応募申請書	様式1	1部
2	宣誓書	様式2	1部

3	出店企画書	様式3	4部
4	営業許可証の写し		1部

② 個人の場合

	提出書類	提出部数
5-1	住民票の写し（本籍記載のあるもの）	1部
6-1	確定申告書の写し	1部
7-1	市税等納税証明書（証明日現在滞納がないことの証明） 市内の方…本市のもの 市外の方…住所地等のもの	1部

③ 法人の場合

	提出書類	提出部数
5-2	法人登記簿謄本	1部
6-2	貸借対照表の写し、損益計算書の写し	1部
7-2	市税等納税証明書（証明日現在滞納がないことの証明） 市内法人の方…本市のもの 市外法人の方…住所地等のもの <u>本市において次に定める市税に該当する税目がある場合は本市のもの（※1）</u>	1部
8	役員名簿（様式4）	1部

※1 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税

(2) 提出先及び提出期限

提出先 岡崎市体育館

〒444-0854 岡崎市六名本町7番地

提出期限 5月31日（土）午後5時15分まで

※郵送もしくは窓口まで持参してください。郵送の場合は5月31日（土）必着

(3) 提出に要する経費及び提出書類の取扱い

ア 提出に要する経費はすべて提出者の負担とします。

イ 提出書類はお返しいたしません。

ウ 提出された書類は、必要に応じ複写しますが、使用はすべて審査用に限りま

(4) 質問及び回答

質問については様式5「質問書」を「12 問合せ先」に記載のあるE-Mailアドレスまで電子メールで送付してください。回答はホームページにおいて公表します。

なお、質問書の受付期限は令和7年5月13日(火)から令和7年5月26日(月)までとします。

11 審査方法

(1) 審査のながれ

提出された書類等について、以下の点について審査します。

ア 応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

イ 本要項に照らし適切なものであることの審査をします。

(2) ヒアリング

提案の審査にあたり、ヒアリングを実施します。(3)の評価の基準に基づき審査を行い、点数の高い順に選定します。

日時：令和7年6月10日(火) 15時～

プレゼンテーション(事業説明)時間：10分 質疑応答：10分

※正式なヒアリング日時は後日連絡させていただきます。

ヒアリングを行う職員は以下の通りです。

所 属	氏 名
社会文化部長	山田 能正
社会文化部スポーツ振興課長	木和田 佐奈枝
社会文化部文化振興課長	田中 典子

(3) 評価

ア 評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	岡崎市体育館利用者、地域住民が利用できる取組みを考えているのか。	20
実施する事業	メニューの種類やメニューの価格設定が岡崎市体育館利用者、地域住民へのサービスに適しているのか。	10
実施する事業	営業日、営業時間が岡崎市体育館利用者、地域住民へのサービスに適しているのか。	10
実施する事業	SDGsの取組みについて、何か考えているのか。	10

イ 採点方法

加算評価については、重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して優れた工夫や配慮がされている点に対して、内容の具体性や実現可能性の観点から評価します。

加算方法の採点方法は、各評価項目について、以下に示す3段階評価により得点を付与します。

次に、価格点評価については、事業者の方から提案された使用料について得点を付与します。なお、最低賃料は「7使用料等」のとおりです。

評価	評価内容	採点基準
A	かなり優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.50
D	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25

ヒアリングを行う各職員の評価点を合計し、人数で割った値を点数とします。

点数が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点とします。

点数が同一であった場合は、ヒアリングを行う職員の協議により決定します。

(4) 結果の通知

ヒアリング結果は速やかに事業者へ文書で通知します。

12 問合せ先

担 当 岡崎市体育館
T E L 0 5 6 4 - 5 3 - 1 8 1 1
F A X 0 5 6 4 - 5 4 - 7 0 9 7
Eメール sports@city.okazaki.lg.jp

岡崎市体育館管理棟 1階 平面図

